

盛土行為についての違反事実を公表しました

要 旨

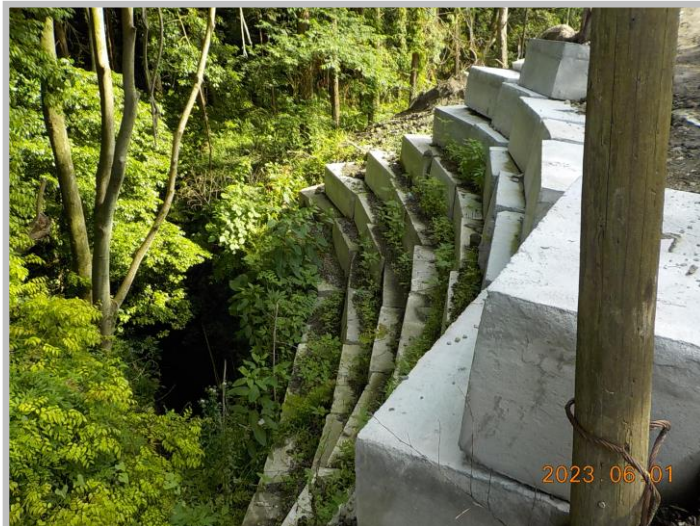
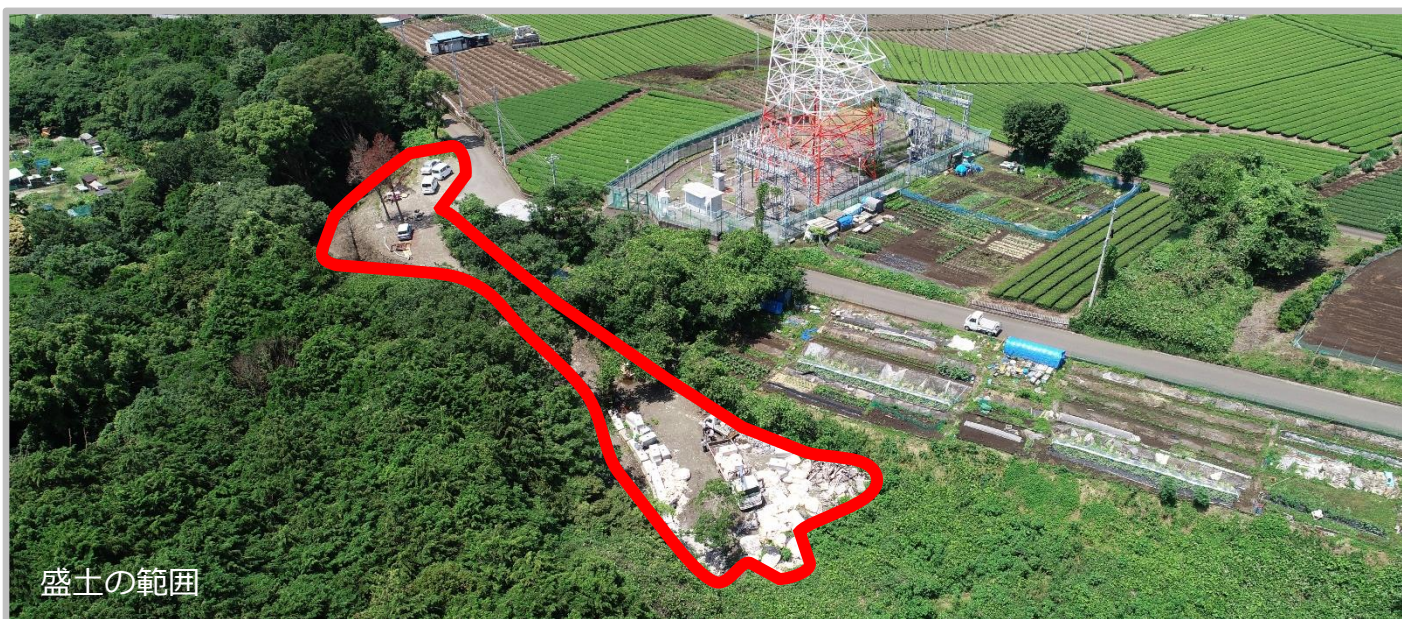
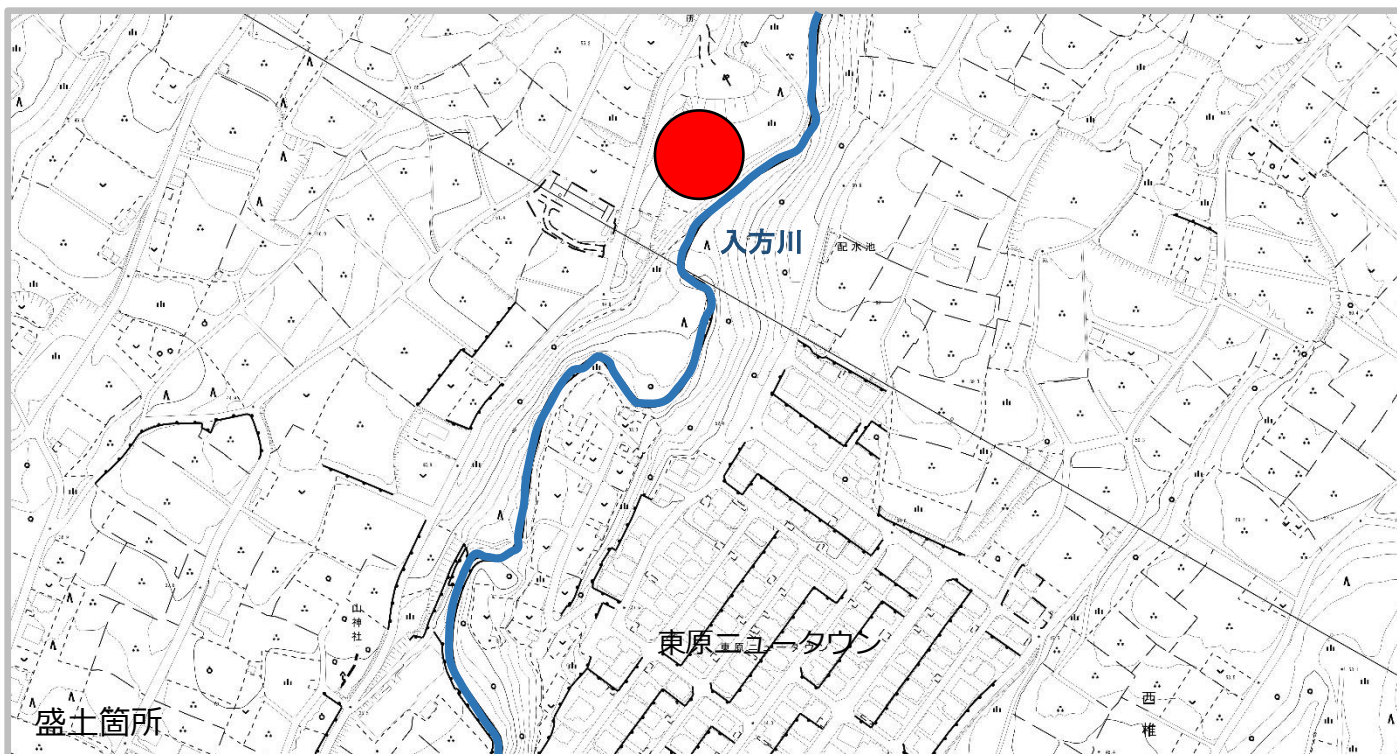
本市は、「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の規定に基づき、無許可で盛土を行った事業主に対して、盛土行為の中止や原状回復等を命令しました。事業主はこれに従わなかったため、同条例第23条の規定に基づき、その事実を公表しました。

概 要

- 1 事業主** 事業に係る土地の所有者
木村末子(沼津市大諏訪 744 番地の1)
事業を施行する権利を有する者
有限会社 伊藤総業 取締役 伊藤勝則(三島市安久 657 番地の10)
- 2 事 実** 事業主は、条例第5条に規定する許可を受けずに盛土を行いました。本市は、事業主に対し、条例第19条の規定に基づく土地の埋立て等の中止を命じ、条例第20条の規定に基づく原状回復等を命じましたが、これに従っていません。
- 3 盛土箇所** 沼津市東原字大アラク 633 番1外(東原ニュータウンの北西方向)
詳しくは、添付資料をご覧ください。
- 4 現地の状況** 盛土は、条例の「盛土等に関する技術基準」に適合していないため、大雨等により隣接する入方川に土砂が崩落し、下流域に被害が生じる恐れがあります。
- 5 経 緯** 事業主は、令和3年12月下旬から盛土を開始し、徐々に事業区域を拡大しました。また、令和4年2月には、盛土が崩落したため、隣接する入方川を閉塞させました。本市は事業主に対して、再三にわたり命令を発出していますが、現地は是正されていません。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課
直通:055-934-4761



不適切な方法による土留め



県市が連携して盛土量の計測を行う